

リサイクル燃料貯蔵株式会社	
提出日	2022年3月2日
管理表 No.	0209-49 改訂 00

項目	コメント内容
汚染の拡大防止 (第20条)	・別添 I P33(1.11) 及び P26(1.8.2) (PDF40 及び 33) で貯蔵区域の壁の一部への塗装については、床面から 1.6m の範囲と記載があるが、なぜ 1.6m なのか、塗装する高さの考え方を説明すること。

(回 答)

先行原子力発電所の塗装設計標準では、床面から高さ 1.6m を塗装する考え方は以下のようなものである。  
つまり、人が歩行するときに肩が当たらない高さに側溝や床勾配高さを加えて 1.6m としている。

腰：基準床面より 160 cm<sup>\*</sup>以下で巾木部分を除いた部分

※：人が歩行するときに肩が当たらない高さ（約 150 cm）＋側溝の高さ（2.5 cm）＋床勾配（最大 5 cm）

リサイクル燃料貯蔵建屋貯蔵区域の床面から高さ 1.6m の塗装は、上記の考え方を参考にしている。ただし、使用済燃料貯蔵建屋の内壁は、巾木（フローリングやカーペット仕上げの床と壁の境目部分に設けるもので、汚れや傷からの保護や、床と壁の間に隙間ができないようにするための部材）がないため、床面から 1.6m の範囲の壁を塗装している。